

(別紙) 特定事業の種類及び要件

| 分野 | 特定事業 | 要件 |
|-----------|-------------------------------------|------|
| 歴史的建築物の活用 | 古民家等に係る旅館業法施行規則の特例 〔厚生労働省関係共同命令〕 | 別添 1 |

《凡例》

厚生労働省関係共同命令：厚生労働省関係国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令

※ 別添 1 のシートにおいて記載する要件は、特定事業について法令で個別に定められている要件のほか、法第 7 条第 2 項において「国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資すると認める特定事業を実施すると見込まれる者」を選定することとされていることを踏まえ、事業の実施時期についても定めているほか、選定に当たっては、当該事業の確実な実施が見込めることを考慮します。また、各要件については、応募時点で具備するものに限らず、将来的に具備する予定であるものでもよいこととします。

(別添 1)

古民家等に係る旅館業法施行規則の特例（歴史的建築物利用宿泊事業）

〔厚生労働省関係共同命令関係〕

【要件】

- ①当該事業の対象施設が国家戦略特別区域内にあること。
- ②歴史上価値の高い建築物又は周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いものを構成している建築物であって条例で定めるものに人を宿泊させる事業であること。
- ③宿泊しようとする者との面接に適する玄関帳場その他これに類する設備に代替する機能を有する設備を設けることその他善良の風俗の保持を図るための措置を講じる予定であること。
- ④事故が発生したときその他の緊急時における迅速な対応のための体制を整備する予定であること。
- ⑤実施時期については、2020年までの事業開始を予定していること